

GHS分類及び関係法令改正スケジュール

参考資料 4

令和6年度

令和7年度

(令和7年度追加物質)

政府GHS分類の実施
(厚労省、経産省、
環境省等)



5月
化学物質管理に係る専門家検
討会で検討（環境毒性除く）
・GHS分類結果（案）に基
づく
①リスクアセスメント対象物
及び裾切値
②がん原性物質
③皮膚等障害化学物質



6-7月
前年度GHS分類結果の公表
(厚労省、NITE HP等)

7-11月
労働安全衛生法施行令、
労働安全衛生規則、
関連告示の改正準備



パブリック
コメント



労働政策審議会
(安全衛生分科会)
に諮問



政省令及び
告示の交付

(令和8年度追加物質)

令和7年度に政府GHS分
類を実施する物質を選定
(厚労省、経産省、
環境省等)



政府GHS分類の実施
(厚労省、経産省、環境省等)
※環境毒性を除く危険、有害性については、専門家における検討会において、対象物質
の試験データ等を基にGHSの分類基準に基づき、判断いただく。
環境毒性については、環境省が別途実施する。

※令和8年度以降も同様のスケジュールで実施